

# 平成21年分の確定申告について (税務署からのお知らせ)

申告の相談及び申告書の受付は？

納税は？

|                 |                      |            |
|-----------------|----------------------|------------|
| 所得税             | 2月16日(火)から3月15日(月)まで | 3月15日(月)まで |
| 贈与税             | 2月1日(月)から3月15日(月)まで  | 3月15日(月)まで |
| 個人事業者の消費税・地方消費税 | 3月31日(水)まで           | 3月31日(水)まで |

- ◎ 横浜中税務署では、平成21年2月21日と2月28日に限り日曜日でも、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。電話による相談、国税の領収及び納税証明書の発行は行っていません。
- ◎ 税務署の駐車場は狭いので、お車での来署はご遠慮ください。

申告書はご自分で書いて 提出はお早めに！

- ◎ 3月は税務署の窓口が大変混み合います。申告はお早めに。
- ◎ 申告書は郵送でも提出できます。  
郵送される方は、封筒の裏側に住所、氏名を忘れずに。  
申告書の控に税務署の受付印が必要な場合は、控をボールペンで記入の上、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

国税電子申告・納税システムをご利用ください

- ◎ 国税の申告・納税等を、インターネットを利用してできます。  
詳しくは『e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)』をご覧ください。

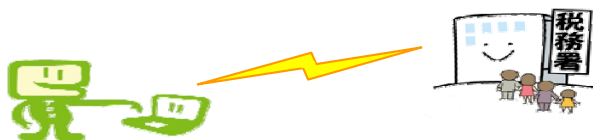
納税は口座振替で！

- ◎ 所得税、消費税の納税は、銀行等の預貯金口座からの「口座振替」が便利です。
- ◎ 「口座振替依頼書」を申告期限までに提出すれば、平成21年分からの納税は「口座振替」となります。  
平成21年分の振替納付日は・・・所得税が4月22日(木)  
消費税が4月27日(火)



所得税等の確定申告書がインターネットで作成できます！

- ◎ 国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」で所得税、消費税の申告書及び青色申告決算書、収支内訳書が作成できます。



## ○ 平成 21 年分確定申告相談会の開催について（税務署以外）

| 会 場   | 月 日  | 時 間                               | 対 象 者 等   |
|---|--|-----------------------------------|---|
| 横浜市開港記念会館<br>(中区本町 1-6)                       | 1 月 28 日 (木)                               | 9 : 30～11 : 30<br>13 : 00～16 : 00 | ・年金受給者<br>・給与所得者で還付申告をされる場合<br>・株式を譲渡された場合<br>・個人事業税、住民税の相談 |
| 本牧地区センター<br>(中区本牧原 16-1)                      | 2 月 1 日 (月)～2 日 (火)<br>(税理士による無料申告相談)      | 9 : 30～11 : 30<br>13 : 00～16 : 00 | ・小規模納税者の方の所得税・消費税<br>・年金受給者<br>・給与所得者で還付申告をされる場合            |
| 上台集会所<br>(中区本郷町 2-50)                         | 2 月 18 日 (木)～19 日 (金)<br>(税理士会による無料申告相談)   | 9 : 30～11 : 30<br>13 : 00～16 : 00 | ・小規模納税者の方の所得税・消費税<br>・年金受給者<br>・給与所得者で還付申告をされる場合            |
| 西公会堂<br>(西区岡野 1-6-41)                         | 1 月 26 日 (火)                               | 9 : 30～11 : 30<br>13 : 00～16 : 00 | ・年金受給者<br>・給与所得者で還付申告をされる場合<br>・株式を譲渡された場合<br>・個人事業税、住民税の相談 |
|   | 2 月 9 日 (火)～2 月 10 日 (水)<br>(税理士による無料申告相談) | 9 : 30～11 : 30<br>13 : 00～16 : 00 | ・小規模納税者の方の所得税・消費税<br>・年金受給者<br>・給与所得者で還付申告をされる場合            |
| 藤棚地区センター<br>(西区藤棚町 2-198)                     | 2 月 3 日 (水)～5 日 (金)<br>(税理士による無料申告相談)      | 9 : 30～11 : 30<br>13 : 00～16 : 00 | ・小規模納税者の方の所得税・消費税<br>・年金受給者<br>・給与所得者で還付申告をされる場合            |
| 税理士会館<br>(西区花咲町 4-106)                        | 2 月 12 日 (金)<br>(税理士による無料申告相談)             | 9 : 30～11 : 30<br>13 : 00～16 : 00 | ・小規模納税者の方の所得税・消費税<br>・年金受給者<br>・給与所得者で還付申告をされる場合            |
| 横浜新都市ビル<br>(そごう 9 階ミテイングルーム)<br>(西区高島 2-18-1) | 2 月 3 日 (水)～4 日 (木)<br>(東京地方税理士会主催)        | 10 : 15～16 : 00                   | ・年金受給者<br>・給与所得者で医療費控除を受ける場合                                |
| 中区役所<br>西区役所                                  | 2 月 16 日 (火)～3 月 15 日 (月)<br>(土曜・日曜を除く)    | 9 : 00～11 : 30<br>13 : 00～16 : 30 | ・給与所得者 (年末調整済みの方) の<br>医療費控除を受けるための還付申告                     |

(注) 1 混雑した場合は、受付を早めに締め切らせていただく場合もあります。なお、計算器具、筆記具 (黒ボールペン)、印鑑等をご持参ください。

2 各会場ともお車でのご来場は、ご遠慮ください。

3 税理士の無料申告相談会は、譲渡所得のある場合、住宅借入金等特別控除を受ける場合、税理士に依頼している場合及び相談内容が複雑な場合は、ご遠慮ください。